

# 水道広域化推進プランと取組について

2019年4月24日

総務省自治財政局公営企業経営室

## 1 現状と将来見通し

**ア 自然・社会的条件に関すること**  
水道事業者に係る基礎的事項、給水人口、産業の動向といった自然・社会的条件に関すること

**イ 水道事業のサービスの質に関すること**  
水安全計画の策定状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること

**ウ 経営体制に関すること**  
職員の状況、業務委託の状況、広域化の状況といった経営体制に関すること

**エ 施設等の状況に関すること**  
水源の状況、給水能力、浄水場や管路等の耐震化・経年化の状況といった施設等の状況に関すること

**オ 経営指標に関すること**  
更新経費、収益的支出、水道料金、収益性・安全性等の経営指標に関すること

### (1)現状

- ・左記のア～オの事項について、図表等を用いながら分かりやすく現状を分析
- ・都道府県水道ビジョンや各事業者の経営戦略等も活用

### (2)将来見通し

- ・中長期の課題を把握分析するため、40～50年程度の期間を設定
- ・客観的な人口推計、施設・設備の老朽化の状況等を各項目に反映
- ・アセットマネジメント、官民連携、ダウンサイジング等の経営方策を各項目に反映

### (3)経営上の課題

現状と将来見通しを踏まえて明らかとなった課題を列挙(例)

- ・水需給の不均衡
- ・災害への対応
- ・職員数の減少
- ・有収水量の減少に伴う、施設利用率の低下
- ・老朽化、耐震化対策の必要性
- ・料金収入の減少
- ・更新需要の増大
- ・経営状況の悪化

## 2 広域化のシミュレーションと効果

### (2)広域化のシミュレーション

- ・(1)で設定した広域化パターンごとにシミュレーションを実施し、効果を算出
- ・(1)で設定した広域化パターンを組み合わせ、左記のア～オの事項に基づき、広域化した場合の複数の将来見通しを策定
- ・実際には、各都道府県における広域化の検討状況等を踏まえ、先行してシミュレーション等を実施している団体の事例等も参考に実施

比較

効果の算出

- ・設定した複数の将来見通しについて、自然体での将来見通しと比較し、定量的・定性的に総合的な効果を分析

### (1)広域化パターンの設定

- ・経営統合や施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、広域化の多様な類型の中から、圏域や当該地域における実現可能性等も踏まえ、検討を行う広域化パターンを設定
- ・既存の圏域を基本としたシミュレーション等を行うことも考えられるが、広域化の類型によっては圏域を超えた広域化パターンの検討も重要

## 3 今後の広域化に係る推進方針等

### (1)広域化の推進方針

- ・広域化のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後の広域化の推進方針を記述

### (2)当面の具体的取組内容及びスケジュール

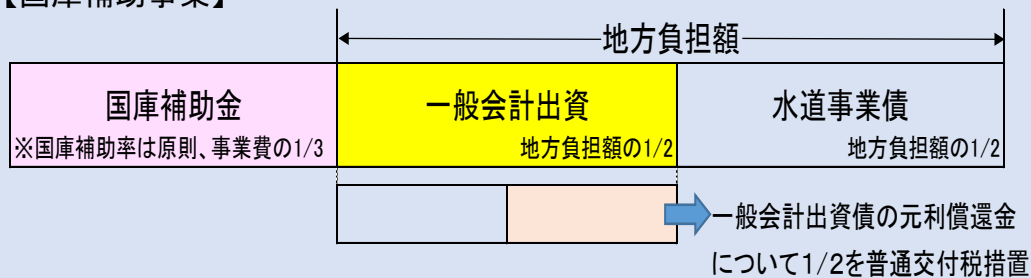
- ・当面実施する具体的取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会の開催など、水道広域化推進プラン策定時において決まっていることを記載
- ・特に、地方単独事業については、事業を具体的に実施する前に、事業目的や事業期間、事業費概算などを記載し、策定時において決まっている他の広域化に係る事業(国庫補助事業等)との関係性も含め、広域化推進方針に照らした事業の整合性を明らかにすることが重要

# 広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充

- 都道府県に対し、平成34年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請。  
(「水道広域化推進プラン」の策定について)(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知))
- 同プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加(次頁参照)。
- 一般会計出資債(地方負担額の1/2)の元利償還金について、交付税措置率を50%から60%に拡充。

## <現行措置>

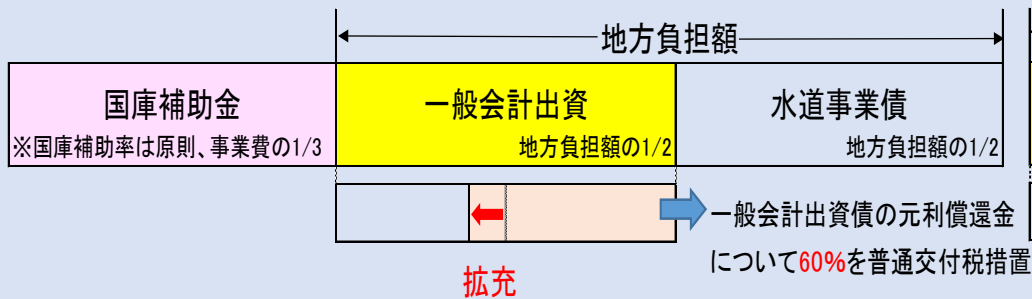
### 【国庫補助事業】



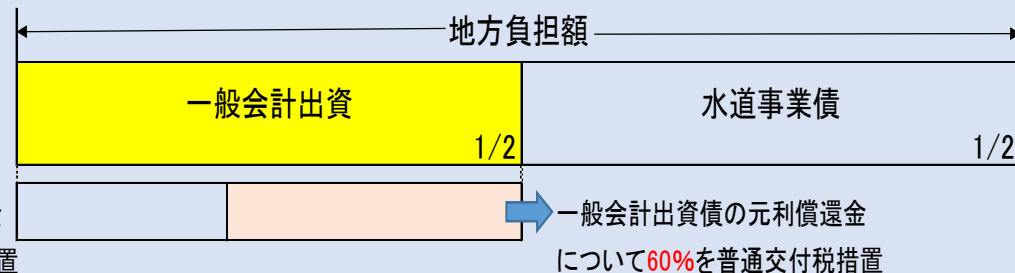
※地方単独事業は対象外

## <H31~>

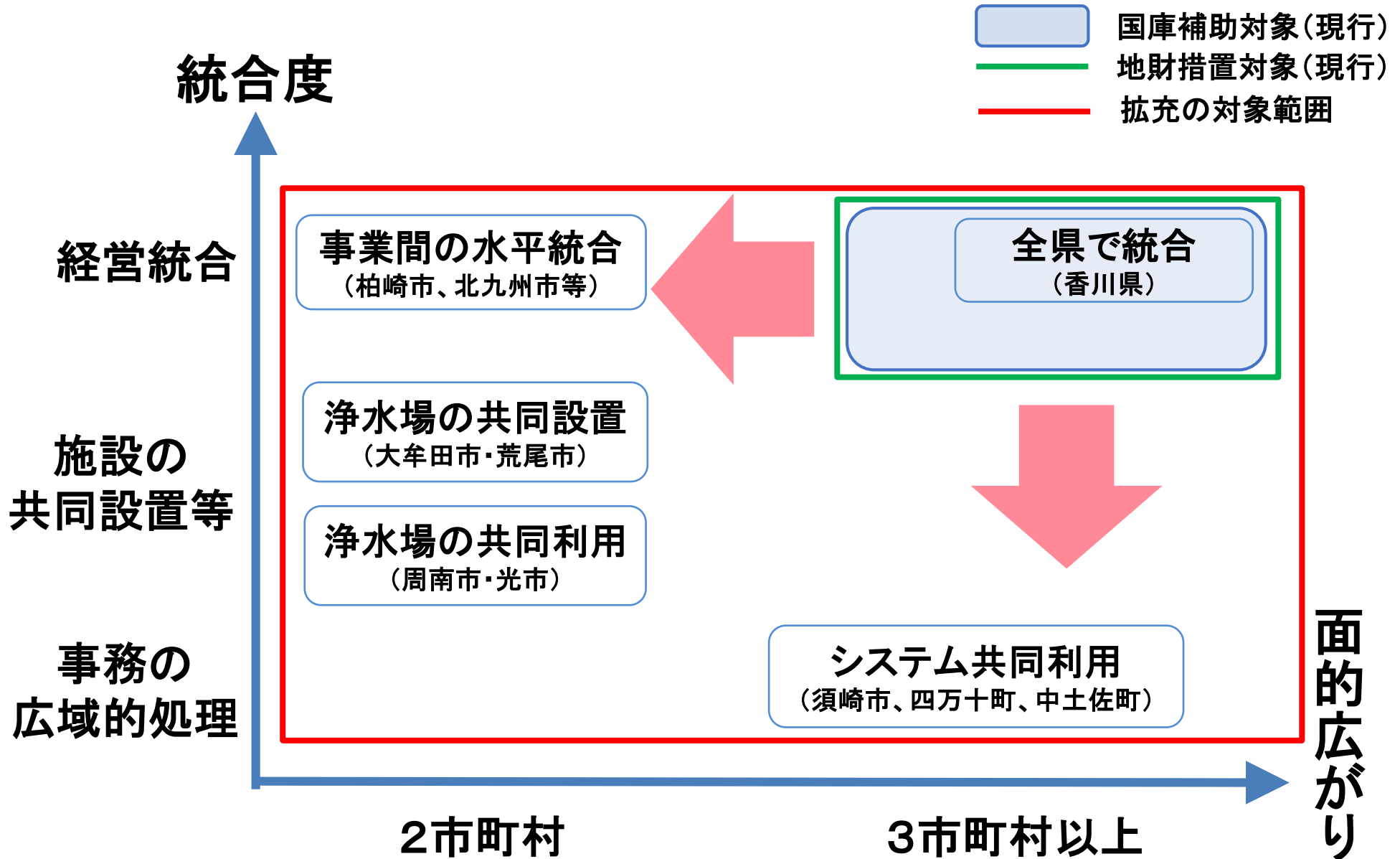
### 【国庫補助事業】(交付税措置率拡充 50%→60%)



### 【地方単独事業】(新規)



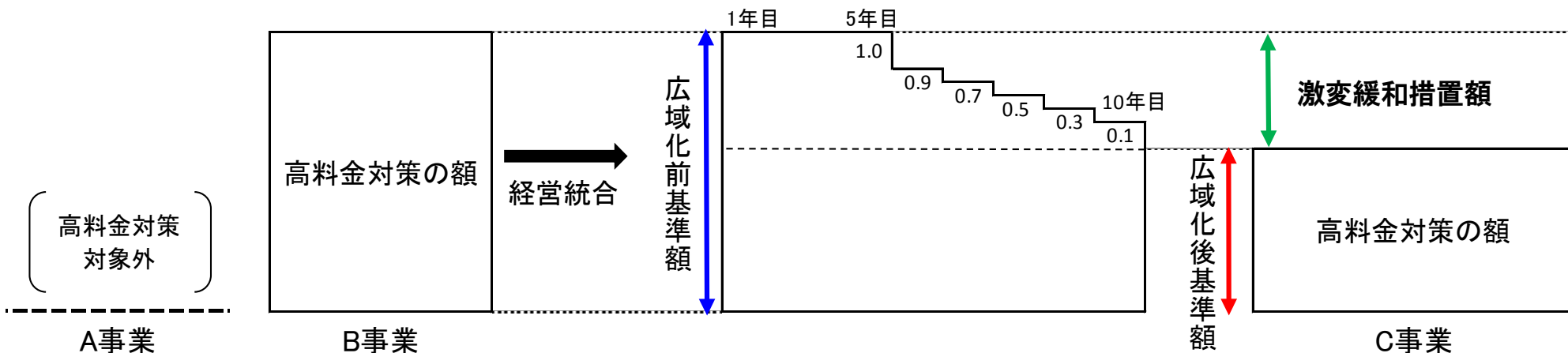
# 広域化に関する地方財政措置の対象拡充イメージ



# 広域化に伴う高料金対策の激変緩和措置

## 【措置の概要】

水道事業が市町村の区域を超えて経営統合を行った場合、統合前の事業に係る高料金対策の措置額が減少または皆減する場合があるため、広域化を推進する観点から、平成31年度以降、市町村の区域を超えて経営統合を行った団体を対象に統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合の翌年度から10年間、地方財政措置を講じるもの。(6年目以降、段階的に縮減)



※毎年度把握する資本費等により算定

[一定率]	1~5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

# (参考)高料金対策に要する経費

## 【措置の概要】

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部に対して地方財政措置を講じるもの。

## 【対象要件】

上水道 ※1: 前々年度の有収水量1m<sup>3</sup>当たり ① 資本費 150円/m<sup>3</sup>以上(全国平均(75円)の2倍) ② 給水原価 263円/m<sup>3</sup>以上  
 簡易水道 : 前々年度の有収水量1m<sup>3</sup>当たり ① 資本費 153円/m<sup>3</sup>以上(全国平均) ② 供給単価 176円/m<sup>3</sup>以上

※1 供給単価が全国平均未満の高料金対策対象事業は、平成31年度から平成33年度まで繰出基準額を段階的に割り落とすこととし、平成34年度以降は高料金対策の対象外とする。

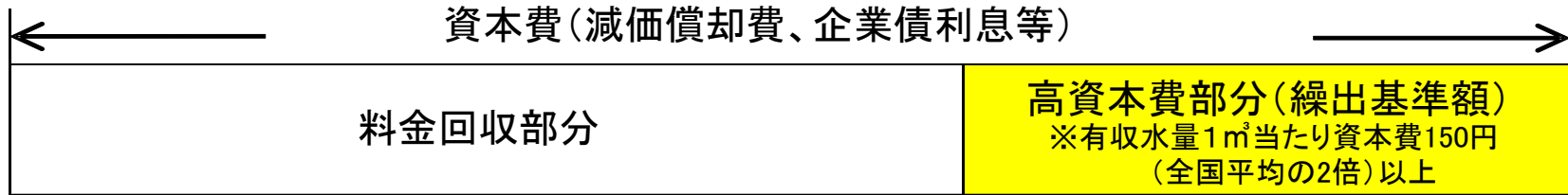
## 【繰出基準額】

上水道: (当該団体の前々年度の有収水量1m<sup>3</sup>当たりの資本費 - 150円/m<sup>3</sup>) × 年間有収水量  
 簡易水道: (当該団体の前々年度の有収水量1m<sup>3</sup>当たりの資本費 - 153円/m<sup>3</sup>) × 年間有収水量 × 1/2 ※2  
 + (海水淡水化施設を保有する場合、稼働に要した電気料金と逆浸透膜交換に要する経費)

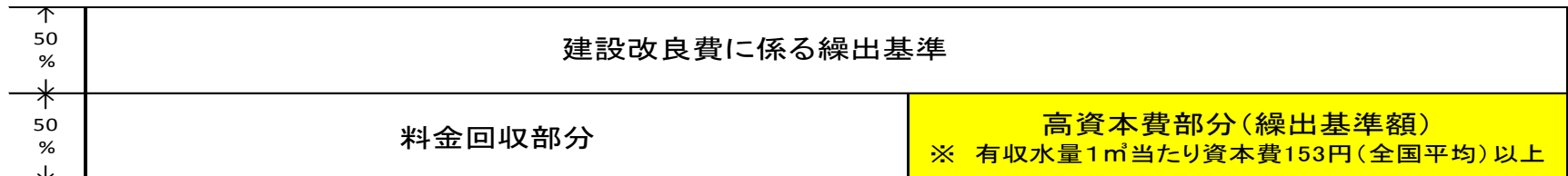
※2 簡水は建設改良に対し別途交付税措置があるため、資本費の1/2が対象

## 【スキーム】

### 【上水道】



### 【簡易水道】



繰出基準額の8割を交付税措置

# (参考)平成31年度の地方公営企業繰出金について(通知)(平成31年4月1日)(抜粋)

## 第1 上水道事業

1・2 (略)

## 3 上水道の出資に要する経費

(1)趣旨

上水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資に要する経費である。

(2)繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、次に掲げる額の合計額とする。

ア～ウ (略)

エ 「水道広域化推進プラン」の策定について(平成31年1月25日付け総財第85号、生食発第0125第4号)により策定した「水道広域化推進プラン」に基づき広域化のために実施する地方単独事業並びに交付金のうち広域化事業、運営基盤強化等事業及び水道施設共同化事業として補助を受けた事業に要する経費(当該施設の建設改良費に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。以下3において同じ。)の2分の1

オ・カ (略)

4・5 (略)

## 6 上水道の高料金対策に要する経費

(1)趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる上水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ)複数の上水道事業(統合水道を含む。)又は簡易水道事業が市町村の区域を超えて経営統合して設置された上水道事業(以下「広域水道」という。)であって、平成30年4月2日以降に給水を開始したもののうち、経営統合前の上水道事業が(ア)を満たす場合、経営統合前の統合水道が(イ)を満たす場合又は経営統合前の簡易水道事業が第6の2(2)アに定める要件を満たす場合

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ)ア(ウ)に該当する事業については、経営統合前の上水道事業、簡易水道事業又は統合水道が、なお経営統合前の給水区域をもって存続した場合にそれぞれ(ア)又は第6の2(2)により算定した基準額の合計額から統合水道に係る(ア)により算定した基準額(基準額が生じない場合は0)を控除した額に、(イ)の表の率を乗じて得た額

## 水道事業広域化の効果額(主な事例)

	事業統合	施設の共同設置・共同利用	事務の広域的処理 (システムの共同化)
団体名	香川県及び県内16市町	福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市	高知県須崎市、四万十町及び中土佐町
取組の概要	香川県及び広域行政事務組合が実施していた用水供給事業と、16市町が実施していた末端給水事業を統合し、企業団を設立 ※浄水場の統廃合 (55施設→26施設)等	PFIの手法(DBO方式:デザイン・ビルド・オペレーション方式)を活用し共同浄水場を建設	3市町共同で公募を実施し、水道料金システムの構築・保守管理を委託
削減効果額	総額約954億円※の削減 (H28～55) (更新事業費▲249億円 運営経費 ▲304億円 等) ※統合前のH26年度の試算	事業費約19億円の削減 (H21～23) (共同設置による削減▲7億円 DBO方式による削減▲12億円)	委託料約2,600万円の削減 (H23～28)